

閣議等の議事の記録の作成及び公表について

〔平成26年3月28日〕
閣議決定

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条の趣旨に基づき、閣議及び閣議後の閣僚懇談会（以下「閣議等」という。）の議事の記録（以下単に「記録」という。）の作成及び公表について、次のとおり措置するものとする。

1. 閣議等の記録は、内閣官房長官の指示の下、内閣官房において作成し、閣議等から概ね3週間後に首相官邸ホームページに掲載することにより、公表する。
2. 作成した閣議等の記録の公表、保存等については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び公文書等の管理に関する法律等の関係法令に則し、適切に対応するものとする。
3. この決定に基づく閣議等の記録の作成及び公表は、平成26年4月1日以降に開催する最初の閣議等から行うこととする。
4. 閣議等の記録の作成及び公表の方法に関する事項その他必要な事項は、内閣総理大臣の了解を得て、内閣官房長官が定める。